

佐渡市と東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構との  
自然共生社会の実現に関する連携・協力に関する覚書

佐渡市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力をもと、佐渡市における自然資本を最大限活用した自立可能で持続可能な島づくりを通じて、世界に誇れる自然共生社会モデルを構築することを目指して、次のとおり覚書を締結する。

1. 甲と乙は、再生可能エネルギー利用、農林水産業の振興等、自然資本を最大限に活用した自立可能で持続可能な地域社会の実現にともに取組む。
2. 乙は、佐渡市における再生可能エネルギー利用を含めた総合エネルギー政策策定に資する情報を具体的に甲に提案する。甲は、エネルギーと農林水産物の島内地産地消を推進し、エネルギーコストの地域内循環と複合型経営の推進をミックスした環境保全型農林水産業モデルを構築することで、農林水産業の強化を図り、自立できる地域経営システムの育成を目指す。
3. 乙は、「社会・生態システムの統合化による自然資本・生態系サービスの予測評価」等の研究・教育を実施し、甲との連携により佐渡市における持続可能な自然共生型社会の実現に資する制度・技術を明らかにする。
4. 甲は、乙が実施する研究等と連携を深め、経済・産業構造の実態や、自然資本及びそれが産み出す様々なサービスと地域産業との関係等の可視化された研究成果を活かしながら、佐渡市における産業や地域経済を振興するための将来像を検討する。

本覚書の有効期間は、平成28年7月14日から平成33年3月31までの5年間とする。  
ただし、本覚書の有効期間満了の日から30日までに甲又は乙から申し出がない場合には、自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

甲と乙は、上記本覚書に合意の証しとして、本覚書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成28年7月14日

（甲）新潟県佐渡市千種232番地  
佐渡市  
市長

三浦 基裕

（乙）東京都文京区本郷七丁目3番1号  
国立大学法人東京大学

国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構  
機構長

武井 和彦

変更覚書

佐渡市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学未来ビジョン研究センター（以下「乙」という。）とは、平成28年7月14日付けで締結した「佐渡市と東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構との自然共生社会の実現に関する連携・協力に関する覚書」（以下「原覚書」という。）の一部を次のように変更する覚書を締結する。

原覚書文中、「東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構」を「東京大学未来ビジョン研究センター」に変更する。

本覚書締結の証として、本覚書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成31年4月1日

甲 新潟県佐渡市千種232番地  
佐渡市  
市長 三浦 基裕



乙 東京都文京区本郷七丁目3番1号  
国立大学法人東京大学  
未来ビジョン研究センター  
センター長 藤原 帰一

